

家畜衛生情報

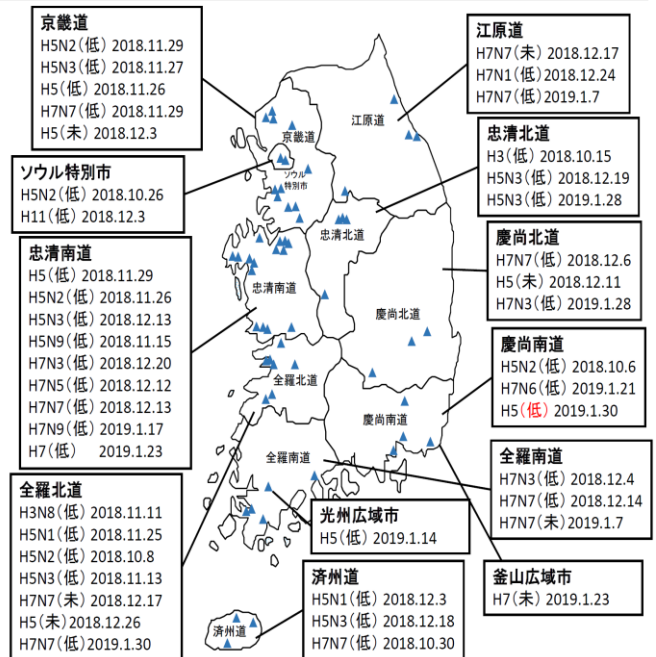


鳥取県の野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザが検出されています

鳥取県において野鳥から採取した糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが2検体（H7N7亜型とH5N1亜型）が検出されました。韓国でも野鳥の糞便からH5亜型だけでなくH7亜型等多種の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されています。

農場の野鳥・野生動物の侵入対策について、再度確認してください。
引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家きんの早期発見・通報をお願いします。

韓国における野鳥からの鳥インフルエンザウイルス分離事例（2018年10月以降）



2019年2月7日現在

常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！

- 同一鶏舎における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上となった場合（明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く）
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ（青紫色）、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232

【異状の通報はこちらへ】